平成２１年（フ）第２３５０号
福岡県糟屋郡新宮町大字新宮231番地２新宮ステーション903号
債務者　松本　ちえ
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３５３号
福岡市東区香椎６丁目２番22号
債務者　高島　　薫
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３５８号
福岡県筑紫野市大字永岡1100番地１フォーレスト桜台402号
債務者　野田　謙二
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３６３号
福岡市早良区城西２丁目３番53―201号
債務者　神谷千恵子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３６５号
福岡市東区筥松１丁目21番８―404号
債務者　松尾　　恵（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３６８号
福岡市東区西戸崎６丁目２番25号
債務者　木村　浩一
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３７１号
福岡市南区玉川町11番12号
債務者　久保田美由紀
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４２４号
福岡市中央区薬院３丁目12番41―802号
債務者　蒲原　知孝
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４２９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須88番地１森田ビル203号
債務者　塩川　廣司
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３６０号
大分県別府市南的ケ浜町５番27号
債務者　那須　重教
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３９９号
大分市下郡北２丁目３番39号
債務者　工藤　　徹
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７０号
鹿児島県薩摩川内市宮里町1731番地28
債務者　村尾真一郎
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
鹿児島県薩摩川内市田海町5509番地
債務者　近藤　康範
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１３３号
鹿児島県薩摩川内市国分寺町6926番地５
債務者　志戸岡良己
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１２９４号
宮城県多賀城市高崎３丁目36番７―105号
債務者　宮沢　正義
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３１８号
仙台市泉区鶴が丘２丁目12番地の25
債務者　河守　恵一
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９２号
仙台市若林区遠見塚３丁目15番15―202号
債務者　鈴木　弘美（旧姓郷古）
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４６０号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡4541番地町営矢頭団地Ａ棟205号室
債務者　倉田由美子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　水戸地方裁判所